

選択的夫婦別姓制度に関するアンケート結果報告 記者会見（2025.6.16）

（最終集計報告：性別・年齢別分析）

調査実施：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会、第23期

調査期間：2025年4月3日～5月31日

調査対象：学協会連絡会加盟の学協会会員

有効回答数：7,582名

（男性：5,094名、女性：2,344名、回答しない：127名、他：17名）

連絡会の目的

学協会間での連携協力を行いながら科学・技術・工学・数学・医療等の分野において、女性と男性が共に個性と能力を発揮できる環境づくりとネットワークづくりを行い、社会に貢献すること。

沿革

2002年：14学協会で

男女共同参画学協会連絡会設立集会

2020年8月：一般社団法人へ移行

2022年6月：内閣府

女性のチャレンジ支援賞受賞

2025年3月末現在

正式加盟学協会（111学協会）

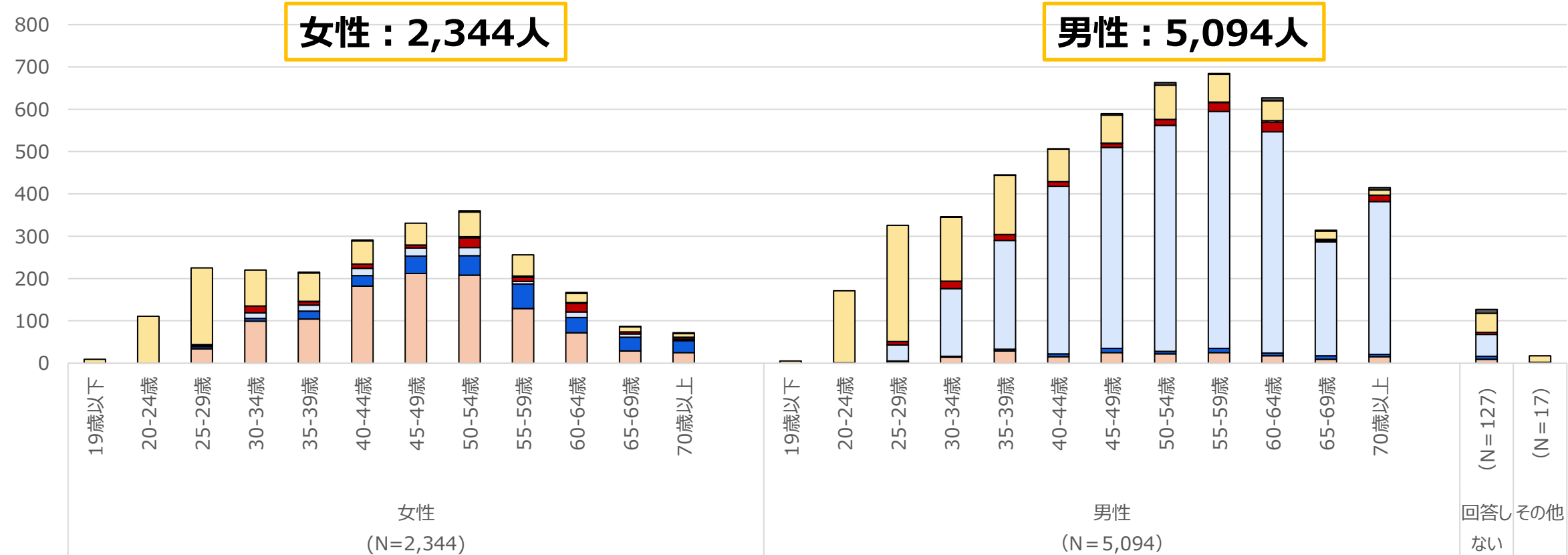
オブザーバー加盟学協会（6学協会）

主な活動

- ・ 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査
(通称：大規模アンケート)
- ・ 要望・提言活動
(政府の基本計画と施策への反映)
- ・ 女子中高生の理系選択支援
- ・ シンポジウム等の啓発活動（無意識のバイアス）
- ・ 加盟学会の活動調査・女性割合調査

法律上の改姓と通称（旧姓）使用：圧倒的に女性に偏る

- (人)
- 法律婚・改姓・通称（旧姓）利用あり
 - 法律婚・改姓なし
 - 法律婚と事実婚
 - 法律婚・改姓・通称なし
 - 事実婚
 - 婚姻経験なし



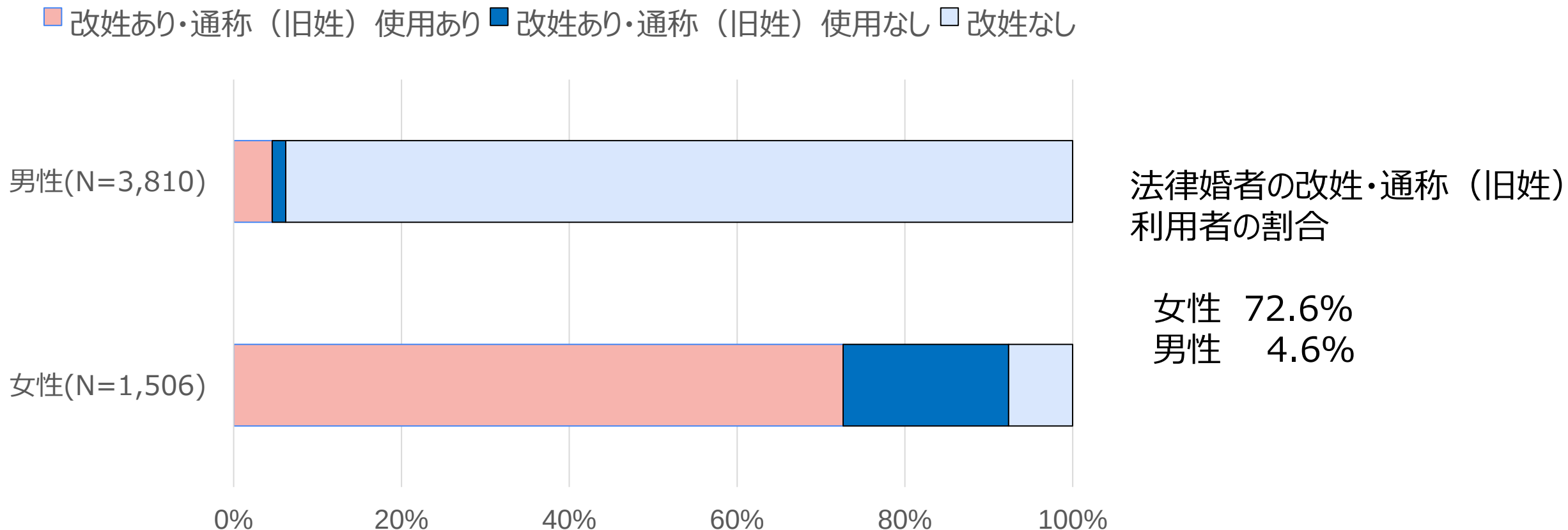
婚姻歴・改姓と通称（旧姓）使用経験の性別・年齢別人数（回答者全員：数字は別紙資料1）

注：①通称（旧姓）使用経験ありには、論文に旧姓併記記載の場合も含む。

②婚姻経験なしのうち56人は通称（旧姓）使用経験ありであったが表出していない。

資料：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会実施アンケート最終報告

女性に偏る通称（旧姓）使用：法律婚者の改姓と通称（旧姓）使用

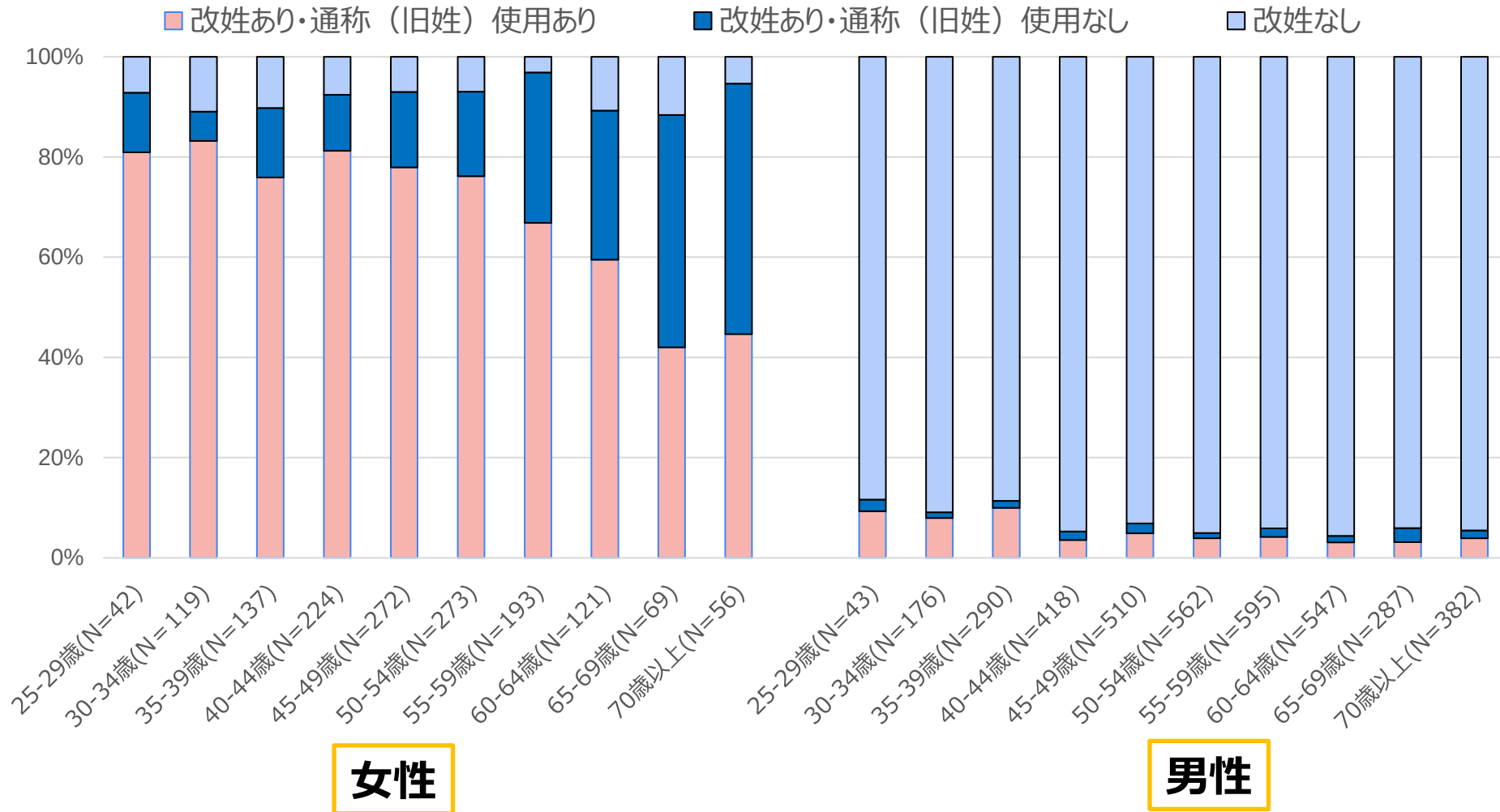


法律婚者における改姓・通称使用の有無の男女差

* 分母は法律婚者の数

資料：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会実施アンケート最終報告

女性の法律婚者で49歳以下は約8割が改姓・通称（旧姓）使用

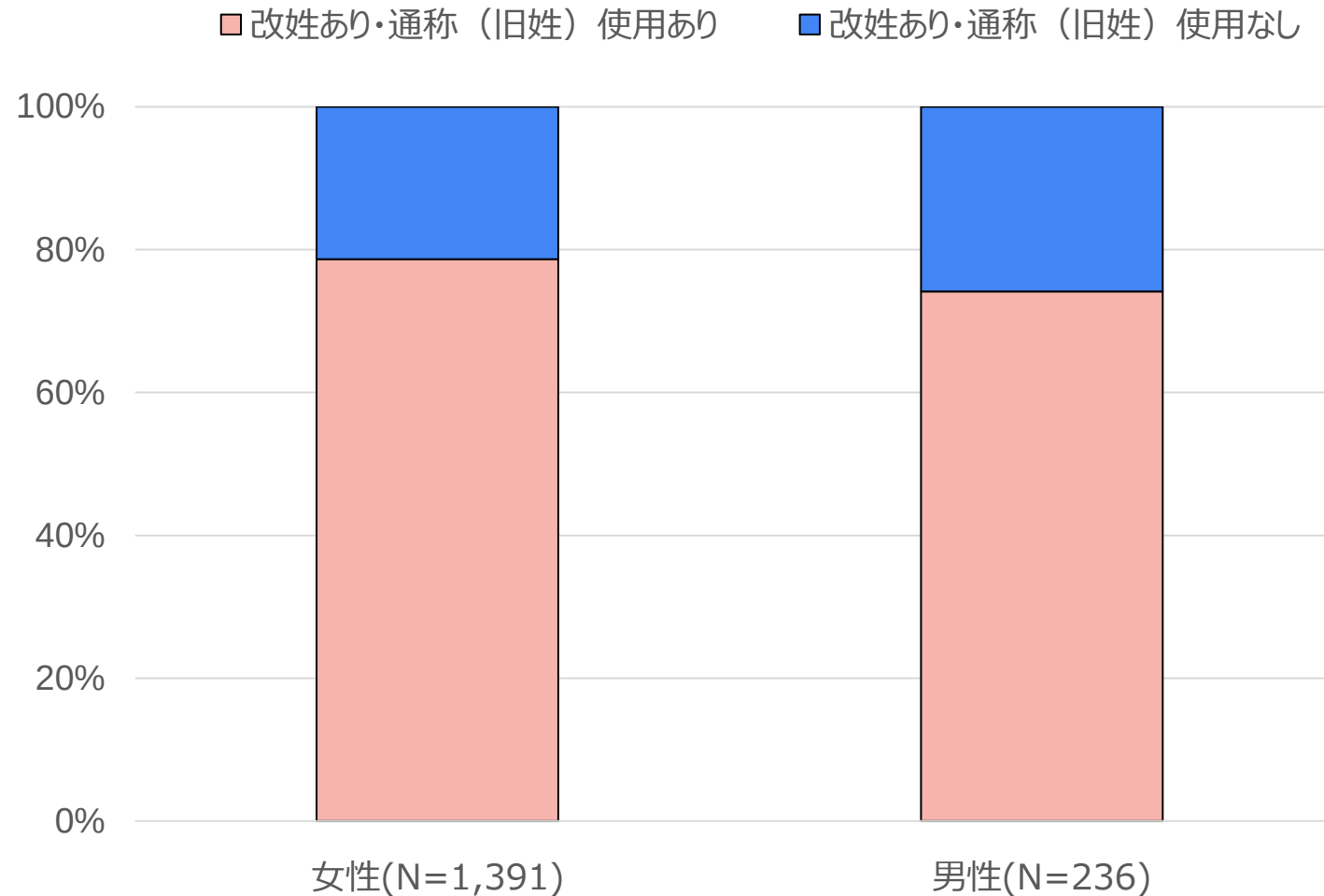


法律婚者における改姓・通称使用者の割合

* 分母は法律婚者の数

資料：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会実施アンケート最終報告

女性も男性も法律婚で改姓すると7割以上が通称（旧姓）使用



法律婚・改姓者の
通称（旧姓）利用者の割合

女性 78.6%
男性 74.2%

法律婚による改姓者の通称使用割合

* 分母は法律婚者で改姓者数

資料：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会実施アンケート最終報告

法律婚に伴うトラブルや負担感、アイデンティティの喪失などの男女差：女性に偏る不利益

■ 男性 (N = 3830) ■ 女性 (N = 1518)

【改姓に伴う負担や心情】

夫婦のうちどちらかが改姓しなくてはならないという夫婦間での不平等感



改姓についていちいち説明を要することへの負担感



改姓や旧姓併記により、個人情報が開示されることへの抵抗感



改姓により馴染んだ姓を失う悲しみ、アイデンティティの喪失感



改姓／通称使用による事務担当者の負担への申し訳なさ



【手続きの負担】

パスポートや免許証などの名義変更についての負担感やトラブル



電話や郵便物の取継ぎに関する手間やトラブル



【資格取得や外部資金関係のトラブル】

特許／資格／学位の取得に関する手間やトラブル



科研費など外部資金申請に関する手間やトラブル



【研究活動でのトラブルや負担】

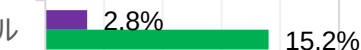
学会参加等の事務・旅費関係の手続きに関する手間やトラブル



改姓により論文等の連続性を保持できない／検索から漏れる



海外での官公庁や所属機関での手続きに関する手間やトラブル



0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

* 分母は法律婚者の数

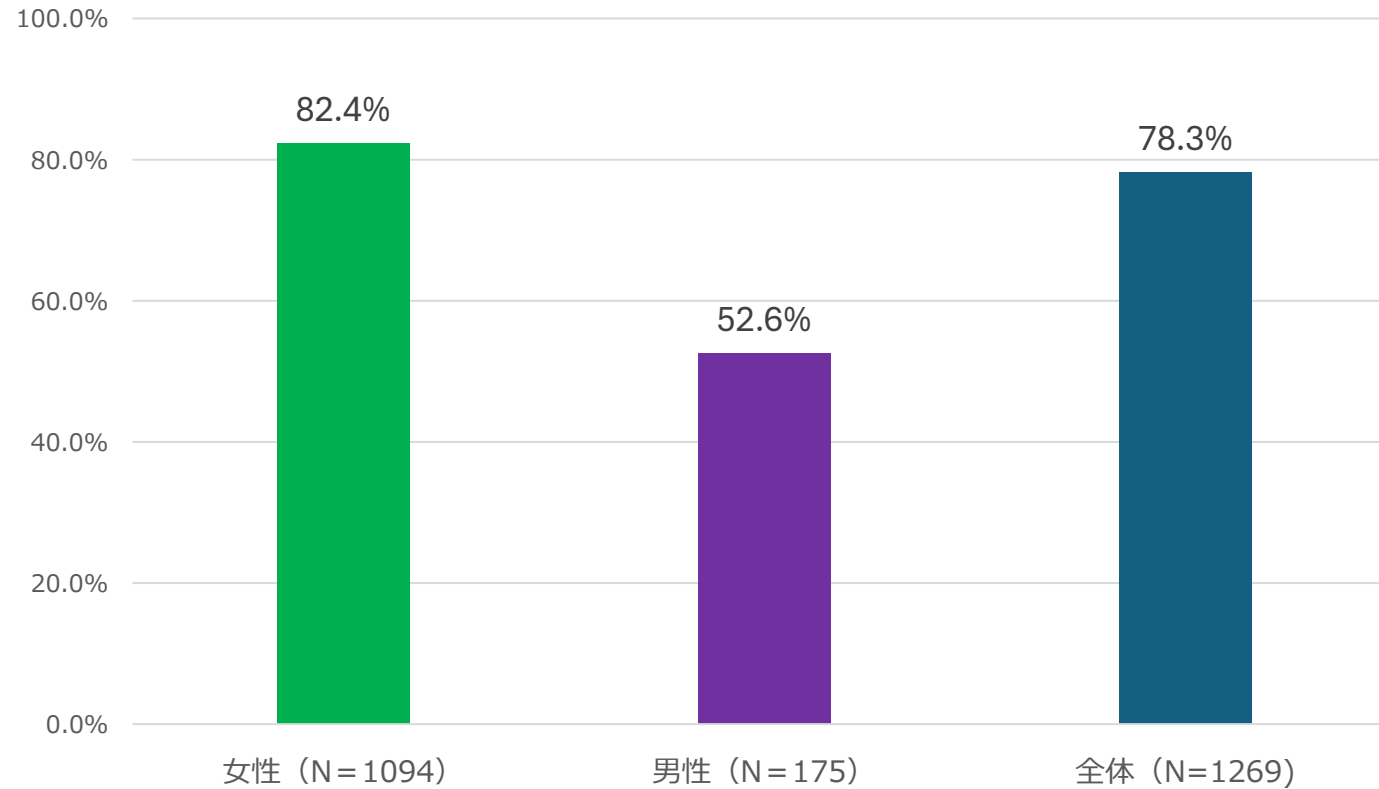
法律婚による改姓に関する自由記入

【自由記入より】

- 法律上は夫婦はどちらの姓を名乗ってもよいとされているが、実際には女性が改姓するよう社会的な圧力がかけられている。私は**姓を『奪われた』という思い**を抱き続けています
- プライバシーの侵害：婚姻・離婚などの**個人情報**が**仕事相手に漏れる**ことに抵抗がある。改姓をしていない男性（夫）はこのような思いをしないで済むので、腹が立つ
- 改姓後、研究者として積み重ねてきたキャリアとの連続性を失い、別人のような感覚に苦しんでいます。論文検索でも旧姓と現姓が分断され、**研究の一貫性を示すのに苦勞**しています。
- 改姓するたびに社内システムの更新が必要で、一時的にアクセス権を失うこともあります。特に有期雇用の場合、数年ごとに同じ手続きを繰り返すことになり、非常に非効率です。
- **別姓制度導入まで法律婚はしない。**

法律婚・改姓・通称（旧姓）使用故のトラブルを抱える比率 * HPアップ資料に全体を追記しています。

通称（旧姓）使用故のトラブル選択率
（一つ以上のトラブル選択比率）



通称（旧姓）使用故のトラブル（15項目）のうち1つ以上選択した比率

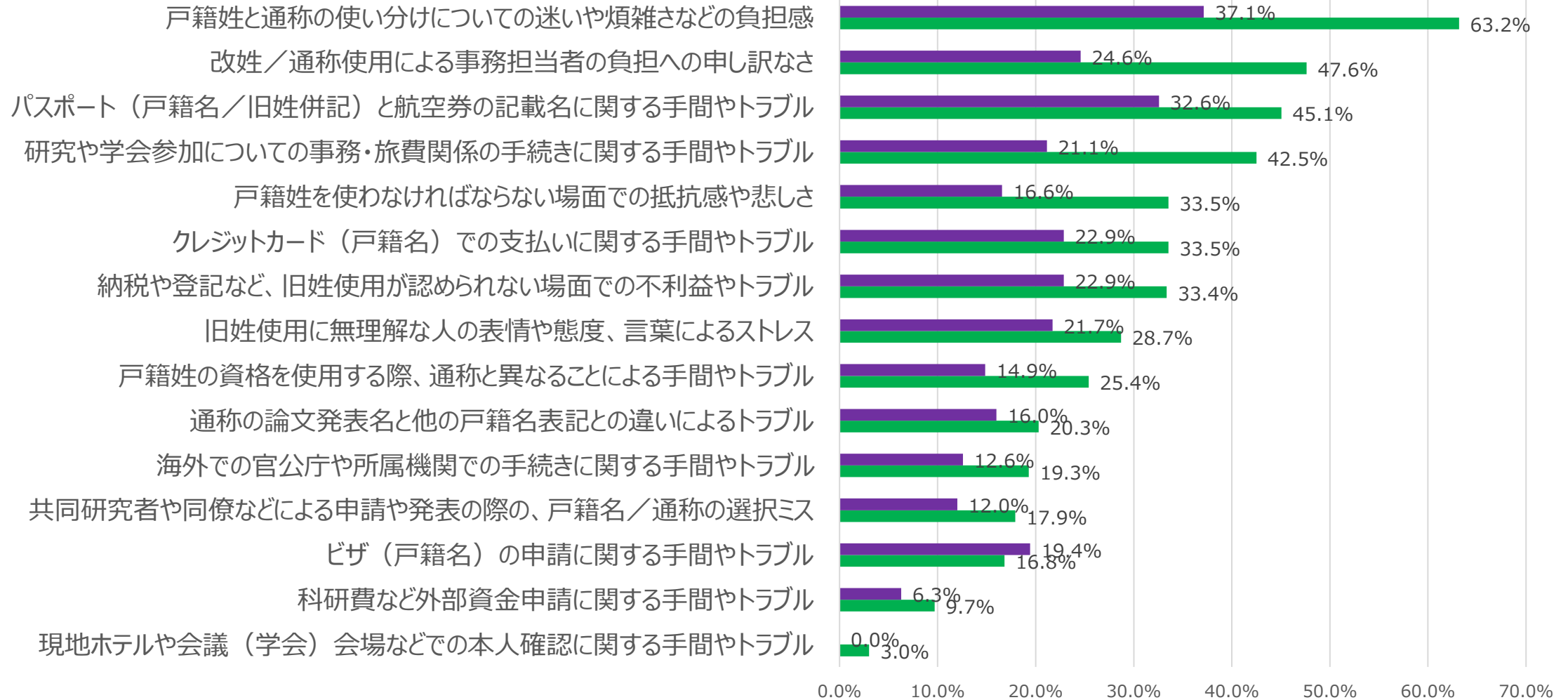
全体の78.3%

女性 82.4%
男性 52.6%

* 分母は法律婚者・改姓・通称（旧姓）使用者

通称（旧姓）使用故の様々なトラブル

■ 男性（N = 175） ■ 女性（N = 1094）



* 分母は法律婚・改姓・通称（旧姓）使用者

資料：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会実施アンケート最終報告

通称名（旧姓）使用経験者からの自由記入（業績関係）

- 所属機関で別姓利用の成果が網羅されないため、業績が給与や昇格に反映されない。
- 人事公募の際に、履歴書の名前と業績リストの名前が一致していないことから書類審査で落とされた。
- 文部科学大臣表彰若手科学者賞という栄誉ある賞を受賞したのに、賞状は戸籍名しか許されなかった。
- 博士論文が婚姻相手の姓になっており、変更することもできないようで不愉快
- 国家資格証書の再発行にお金がかかり、ポストクだった私にとってはたいへんな負担だった
- 手続きの繰り返し：有期雇用の公募の際、応募は戸籍姓で行う必要があり、採用後に旧姓使用の申請をし、パーマネントに切り替わる際また手続きをやり直す必要があった。
- 通称でも良い、という意見があるのは、通称では仕事の上で著しく困る、という事実を知らないからに過ぎない。

* 赤字は令和4年度の通称使用拡大以降に確実に発生した事案

通称名（旧姓）使用経験者からの意見（行政や職場での手続き関係）

- マイナンバーも旧姓併記にはなっているが、それも旧姓が後ろ（ ）づけであり、時に役所での様々な申請のときに旧姓は省略されている。
 - 制度改正によって旧姓併記が可能になったが、実務上は戸籍名が優先され、旧姓は後置きされるケースが散見される。
 - 職場では旧姓で通称使用を認められたが、社員証や給与振込口座は戸籍名のままなので、社内システムの不整合が頻発。
 - 社内の人事部からは『戸籍名でしかシステム登録できない』と言われ、名刺との齟齬で取引先に誤解を与えることがある。
 - システム上、給与振込や年末調整などは戸籍名にしか対応しておらず、実際の社内IDと顧客対応時の名刺が不一致。
 - 取引先とのやり取りで「誰と話しているのか」がわかりにくく、信頼構築に時間を要した。
- * 妻が通称名（旧姓）使用の夫からも手続きに時間と手間がかかっているとの指摘。

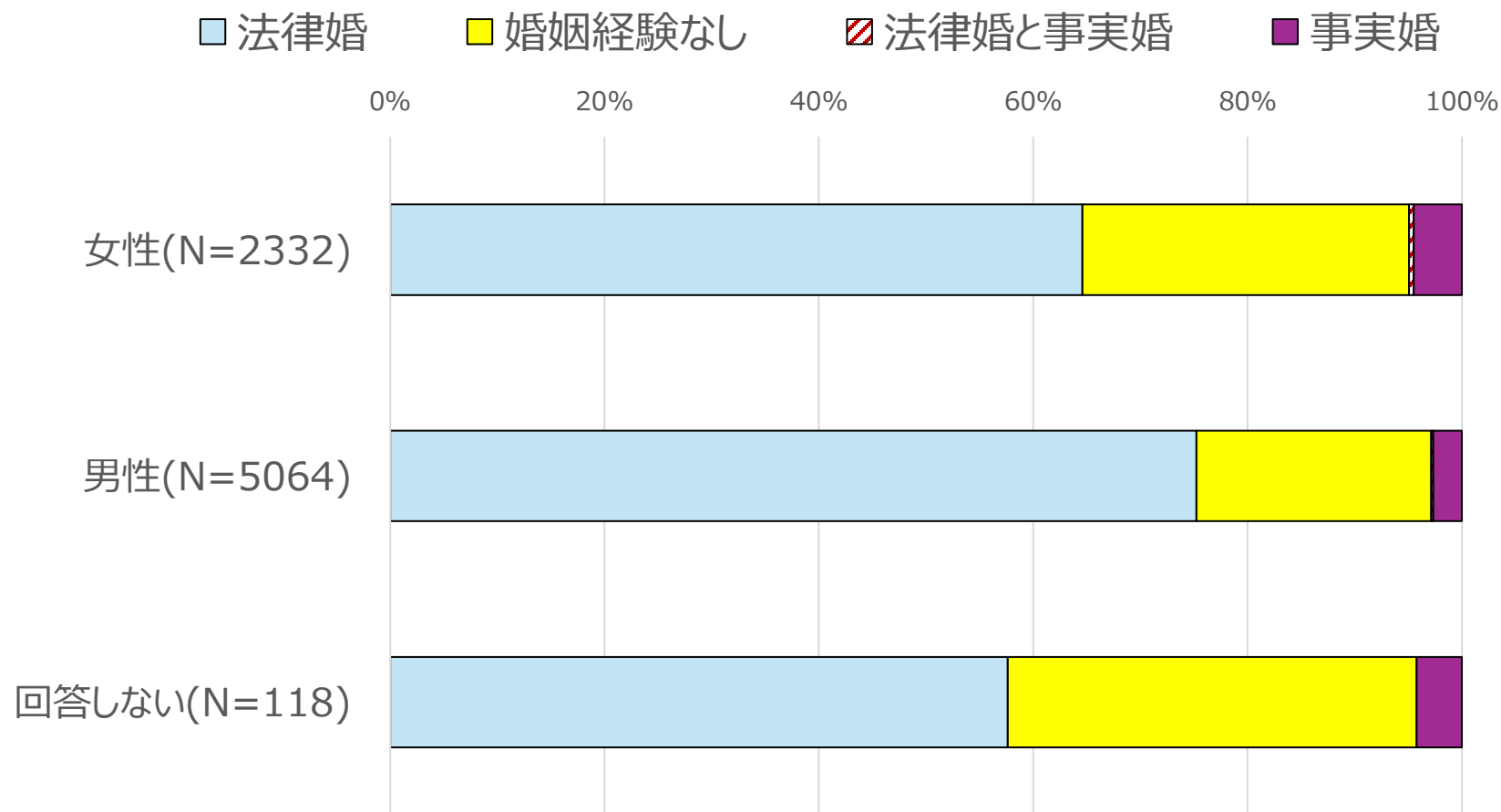
* 赤字は令和4年度の通称使用拡大以降に確実に発生した事案

資料：一般社団法人 男女共同参画学協会連絡会実施アンケート最終報告

- 海外出張では常にリスクと隣り合わせ。
- 海外の放射光実験施設の立ち入り許可を『研究者名義とパスポート名義の不一致』を理由に直前で取り消された」
- 海外出張時に旧姓表記で登録していると入国審査で入国を拒否される可能性がある（テロ対策強化下で戸籍と相違すると認証されない）。
- 空港でのセキュリティ：「**出国するときに審査や確認で1時間以上待たされる**」
- 旧姓で論文・学会登録しているが、支払いは改姓のため毎回説明が必要である。海外では、双方が示されているものを提示しない限り入国審査でトラブルになる。
- **セキュリティ強化の影響で、パスポート・ビザの登録名と参加者名が一致しないと、学会参加のための入国を拒否される。**
- 「戸籍名と違う名前での登録」というだけで入国を認められず、スケジュールが崩れた。
- **海外に入国できたとしても、フィールド調査地の地方政府や警察に旧姓併記の説明は難しい。**

* 赤字は令和4年度の通称使用拡大以降に確実に発生した事案

事実婚の状況（性別）



婚姻状況を回答したものの
3.5%が事実婚

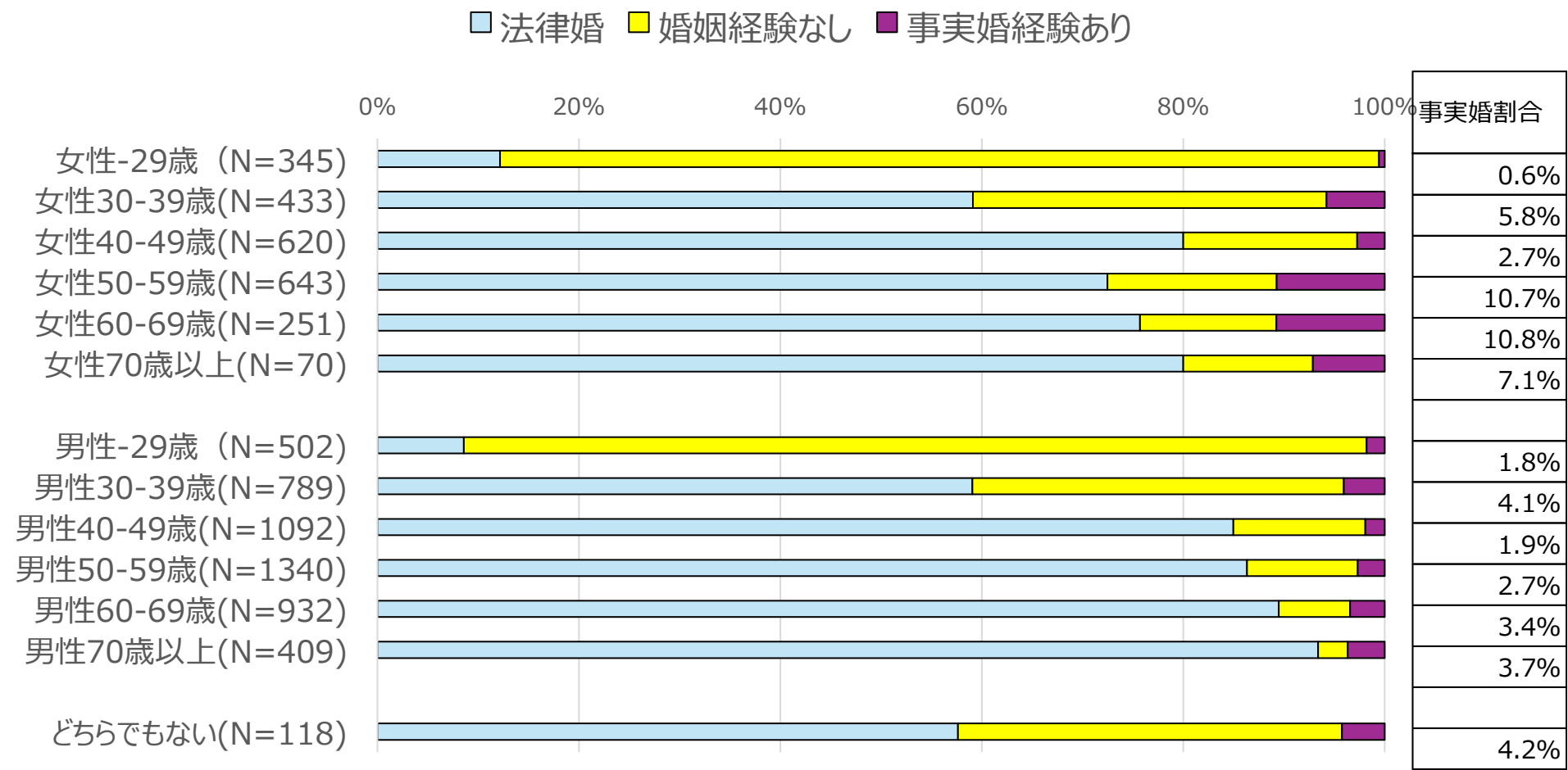
女性の4.9%
男性の2.7%
性別回答しないの
3.9%

事実婚経験者の割合

注：①「事実婚経験者」とは「事実婚」を選定したものに他で「法律婚と事実婚」など両方の婚姻の経験を記した者を加えて算出した。

②婚姻経験不明者（51人）は外して割合を示した。

事実婚の状況（性別・年齢別）



事実婚でのトラブルや不安（自由記入より）

- 相続権の問題：法定相続が認められず、遺言や公正証書の作成など追加の手続き・費用が必要
- 住宅ローン等の制限：ペアローンが組める金融機関が少なく、生活設計や資産形成に支障
- 社会的な偏見：「同棲？」と誤解されたり、「家族ではない」と思われる
- 子どもに関する手続きの煩雑：父親の認知手続きや親子別姓に関する問題
- 事実婚だと世間の目が冷たい、親族の偏見、『同棲』だとからかわれる。家族としての法的保護を受けられない不安。

選択的夫婦別姓制度への賛否 回答者の67.2%、女性回答者の82.7%が賛成（数字は別表2）

賛成 未決 反対 その他方法 わからない どうでもよい 不明



選択的夫婦別姓制度への賛否

女性の**82.7%**が賛成、
男性は60.6%、総計で67.2%

男性は65歳以上で7割以上賛成

**25歳から34歳の年代の女性では、
9割近くが賛成**

図 性別・年齢別にみた選択的夫婦別姓制度に対する意見

注：①アンケートでは連絡会が提言活動で要望してきた「選択的夫婦別姓制度導入」への賛否を尋ねた。

②「未決」「その他方法」「どうでもよい」はその他意見として記載されたものを区分したものである。

③「その他方法」には通称使用の拡大や戸籍制度自体の廃止という意見が多かった。また、選択肢が少ないとの意見もあった。

アンケート結果のまとめ

- 女性研究者に偏る改姓・通称（旧姓）使用。
- 法律婚者の72.6%が通称（旧姓）使用し、49歳以下では約8割が改姓・通称（旧姓）使用。
- 氏名が重要な研究者にとって、改姓と通称（旧姓）使用は様々な面で不利益、不安、手続きの煩雑さを産んでいる。
- 事実婚の割合が社会一般よりも高いと思われるが（3.5%、女性研究者の4.9%）、そこでも様々な不利益がある。
- 令和4年度のパスポートへの旧姓併記後もリスクを感じ、学会参加や空港での審査時間などで不利益が存在することが判明。
- 回答した研究者・技術者の67%、特に女性では83%が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成している。

今後の予定

1. 2025年6月17日（火）衆議院法務委員会
志牟田美佐氏（当会アンケートWG委員長）が参考人陳述
2. 2025年10月11日（土）連絡会シンポジウム
「研究者にとっての選択的夫婦別姓制度」
日本大学生物資源科学部（湘南キャンパス）
基調講演者：榊原富士子弁護士
アンケート結果報告とパネルディスカッションを予定

詳細は後日、メールでお知らせします。